

2021年12月21日

博士学位論文審査要旨

申請者 梅本 大介（愛知みずほ大学 准教授）

論文題目 米軍占領下における日本の教育行政改革に関する研究
－田中耕太郎の「教育権の独立」論を中心に－

申請学位 博士（教育学）

審査員

主査 湯川次義 早稲田大学 教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）（青山学院大学）

副査 小松茂久 早稲田大学 教育・総合科学学術院教授 博士（学術）（神戸大学）

安彦忠彦 名古屋大学名誉教授 博士（教育学）（名古屋大学）

田中良三 愛知みずほ短期大学特任教授 愛知県立大学名誉教授

1. 本論文の課題と分析の枠組み

周知のように教育権とは、広義には教育についての国民の権利の全体を意味し、狭義には公教育を実施する国や行政機関に認められる制度整備や教育内容・方法などについての権限を意味するが、本論文は狭義の教育権に着目し、米軍占領下における日本の教育行政改革を文部大臣（1946年5月～47年1月）田中耕太郎が主張した「教育権の独立」論を中心に考察し、その改革論を総合的に究明したものである。

具体的には、田中が教育権の独立論を強く主張するようになった背景、同論の内容、その制度的あり方をめぐる議論の展開、その後に与えた影響について考察している。さらに研究の課題究明を補うために、同論が日本から分離した沖縄や奄美においても教育行政に関する具体的な改革理論として援用されたとの仮説を設定し、これを検証している。

考察対象の時期としては、田中の教育権の独立論に関する展開については教育改革を担当した1945年から1947年の時期を中心としながら、全体としては田中が大学人であった1920年代後半から文部大臣辞任までとしている。また、教育行政改革全体の展開については地方自治体に教育委員会の設置が義務づけられた1950年までとし、さらに沖縄や奄美については琉球教育基本法が成立する1958年までを主な対象の時期としている。

本論文に関する先行研究については、①田中の教育権についての解釈や思想を分析した研究、②GHQの改革がどのように実行されたのかを検証した研究、③第一次米国教育使節団報告書や教育基本法と田中の改革構想がどのように接続されているのかを検討した研究、④占領下の沖縄や奄美における教育行政改革の展開について検証した研究に類型化し、それぞれの成果を確認している。これらの先行研究は、それぞれ重要な学術的成果を示しているが、それらは研究関心の違いもあり、教育権の独立論はあくまでも田中独りの構想で

終始したとする評価するものが多い。このような先行研究の到達点を克服するために、本論文は教育権の独立論をひとつの改革構想として着目し、その教育政策をめぐる改革史を描きだそうとしたものである。以上のように本論文は、教育権の独立論は教育行政の独立や分権化を模索した改革構想であったと評価するとともに、教育行政の改革を通して政府行政機能そのもののあり方の再検討を問いかけるものであったとの視点を設定している。本論文の意義は、従来の研究では詳述されてこなかった社会構造の再設計を構想する改革論としての性格を教育権の独立論が有していたことに着目して、その分析を現代の社会改革の素材として新しく提示していることにある。

このような研究課題を究明するために、筆者は資料を豊富に渉猟している。使用した主な資料としては、田中の教育関係文書をはじめとしてその著書や雑誌類、占領政策にかかわる各種の指示文書や政策資料、政党機関紙、新聞記事、琉球政府における制度資料などをあげることができる。

以上の研究を進めるにあたって、主な研究課題として以下の5点を設定している。

(1) 田中の教育権に関する思想の究明

この研究課題については、第一に田中が自然法をどのように理解していたのか、その解釈を田中による法学的な見解と教育への援用についての基本的な姿勢を検討している。第二に、そのような田中の思想は具体的な事件や学術的論争に関係した点について、1939年の東京帝国大学における平賀肅学などの具体的な事件や人物をあげながら検証を進めている。第三に、同大学法学部教授としての田中の経験や言動が、敗戦後の教育改革期にどのような教育権理解となっていたのかを、教育の自治という課題から明らかにしようとしている。そこでは、田中による教育勅語の意義と教育の民主化についての理解と、学問の自治を表現する大学の独立権、そして教育の自治に対する米国教育使節団報告書の捉え方に着目している。

以上の課題を第1章で考察している。

(2) 敗戦以前における教育行政の構造の実態と課題

教育に関する行政的指揮権の戦前の実態について、田中は文部省以外の他の行政機関によって支配されていたと指摘していたが、その妥当性を検証するために、まず中央政府と地方政府の行政権限を総合的に調整した内務省に着目し、文部省が所管する教育行政権を念頭に置きながら、行政権限の配分が国家機構全体で行われていたのかの実態を究明しようとしている。その際、地方教育行政にかかわる人事権と予算権に注目して、戦前の教育権の実態を検証している。次に、その構造が修正されるようなことはなかったのか、その改革史に着目し、改革案の内容を明らかにすることでその特質を究明している。特に明治憲法以来の権力構造を根本的に改造しようとした近衛文麿の政治運動に着目して、近衛を中心とした改革の動きが教育権の独立をどう理解していたのかを検討している。

以上の課題を第2章で究明している。

(3) 田中耕太郎の改革構想の具体化とその修正過程

1945年10月から1947年の間に学校教育局長や文部大臣として教育改革を担当すること

になった田中は、教育行政改革を具体化する作業の中で教育権の独立論を提唱する。公選制教育委員会制度の確立（48年7月）に至るまでにこの田中の構想がどのレベルまで政治的公論として認識され、どのような議論と修正が展開されたのかについて詳細に明らかにされなければ、この時期の改革の特質を理解することはできないと筆者は指摘している。

以上の研究課題を究明するために、本論文ではまず田中の改革案から「学区庁構想」と呼ばれる初期構想をとりあげ、この構想が教育改革に関する文部省のカウンターパートである教育刷新委員会でどのように議論されたのかを明らかにしようとしている。そして、そのような具体的な構想の原案となった『教育改革私見』にも着目し、当初の田中の改革構想がどのような改革像を描いていたのかを検討している。第二に、教育刷新委員会は田中を離れてどのような改革を構想していたのかにも着目し、同委員会で配布された資料や議事録を用いてこれを分析している。そして最後に、帝国議会ではどのように田中の構想を議論し、また教育権の独立論をどのように受け止めたのかを確認している。

以上の課題の考察を第3章で行っている。

(4) 田中の文部大臣からの解任理由と解任後の影響

田中は1947年1月に文部大臣を解任させられるが、その解任理由を明らかにするために、田中によって地方教育行政を支配したと批判された内務省がどのような再編成を迫られることになったのかを検証している。そして、内務省の廃止と並んで、教育行政・政策を主管する文部省に対して行われた改革についても考察している。

田中の大臣辞任後には公選制教育委員会の設置と整備が、教育行政改革の実行における不可避な基本軸となった。この制度の構築は、田中が掲げた制度構想や教育権の独立論とどのような繋がりを有しているのか否かを確認する視点から、筆者は全国の地方公共団体に教育委員会の設置が命じられた1950年に着目して、行政改革の整備が地方行政ではどのように対応されたのかその実態を検証している。

以上の課題については、第4章で考察している。

(5) 占領下沖縄・奄美における教育行政の実態と教育権の独立

琉球政府は、総合行政体系から独立した教育委員会が住民から教育税を徴収して教育区を運用するという教育行政を制度化していた。この琉球政府による教育行政がどのような実態であったのかについて検証することは重要な学術的な課題である。

このような課題意識から、まず琉球における教育の根本を定めた琉球教育基本法の意義について考証している。その際、琉球教育基本法と日本本土の教育改革に接続性があることを確認できるのか、筆者はこの法の制定過程に着目している。次に、琉球教育基本法が定めた教育行政制度はどのような運用の実態であったのかを検証している。この検証を通して、米軍の占領下にあった沖縄や奄美において教育権の独立論がどのような意味を有していたのか、そこに日本の教育行政改革とのつながりはあったのかを考察している。

以上の課題を補章で考察している。

このように本論文は、田中の教育権の独立論という改革理論が、田中が主張した時期だけではなく他の時期にも活用された形跡はないのか、それらの歴史的位相の所在について

検討しようとする意欲的な研究であり、田中の思想や政治史、占領改革における制度的変遷、琉球政府の改革との比較という多様な視点を通じて米軍による対日占領期における教育行政改革の特質を究明しようとするものである。

2. 本論文の構成

本論文は本文が 279 枚（A4 版）となっているが、その目次構成は以下の通りである。

序 章
1 節 本研究の目的
2 節 先行研究と本研究の位置
3 節 本研究の研究課題と構成
4 節 本研究の特色と意義
5 節 本研究で用いる資料
第 1 章 教育権の独立論と田中耕太郎
1 節 教育権の独立論と自然法
2 節 1937-40 年の東京大学の混乱と教育権の独立
3 節 大学の自治論と教育権の独立
第 2 章 1940 年代前半における教育権の独立論と総合行政論
1 節 内務省による教育行政権の掌握
2 節 昭和研究会による教育行政改革論
3 節 1936-40 年の民政党による教育行政改革論
第 3 章 田中耕太郎による戦後教育行政改革
1 節 田中の学区庁構想にみる教育権の独立
2 節 田中の教育改革の理念
3 節 教育刷新委員会における教育行政改革議論の全体像
4 節 帝国議会における教育行政改革の議論
第 4 章 占領下における民主化の過程と教育改革
1 節 教育権の独立論と内務省解体
2 節 新学制導入と文相田中耕太郎の辞任
3 節 占領下における教育行政改革の実態
補章 1950 年代の琉球政府における教育権の独立
1 節 教育権の独立からみた琉球教育基本法の意義
2 節 琉球政府設立初期の教育行政制度と教育権の独立をめぐる議論
終 章
1 節 研究課題の総括
2 節 研究成果の展望と課題

3. 考察結果と総括

本論文では五つの研究課題を四つの章および補章にわたって検討しているが、以下研究課題についての考察成果をまとめる。

(1) 田中耕太郎の教育権に関する思想の究明についての検討結果

田中は、神の恩寵を受けた人間がその良識を維持して社会を運営すれば、集団化の一過程である国家と呼ばれるコミュニティは社会正義を実現する主体になりうると考えた。筆者は指摘している。また田中は、法や社会の進化は自然法としての価値が体现された結果と捉え、その意義は世界中で共有できるとする世界法の展開を正統づけるところにあるとする。そして、世界法の確立のためには世界万民が自然法に基づいて人格を涵養することができる教養の教育が求められると捉え、世界的市民の出現を希求したことが田中の政治思想の基本となっていたと指摘する。しかし、世界的市民として国際協調主義を主張しようとする以前に、国家が真理の追求を旨とする学問や教育に対して権力を用いて介入してくる事件が度々起きた。本論文では、この時の田中の言動を分析することで、大学人である田中が教育権の独立を主張することにたどり着いた政治的背景を検証している。そして、大学教員に関する独立権についての法理を司法権の独立論に近接させたことが、田中が主張する教育権の独立論の基礎になったと筆者は評価している。

さらに、田中の思想を共産主義につながるものとして強く批判し続けた蓑田胸喜に本論文は着目している。田中は、社会や法の理想は時の権力者が自分の都合によって作りだすものではなく、歴史や文化の堆積が形成する概念であって、自由な個人間が同意したそれこそが法の具現であり、社会の調整弁であると説いた。

田中は、教育民主化の改革を通して教育が教育以外の存在から支配されることを防ごうとし、教育そのものを教育者の手に委ねることが最善の道であると考えたのであった。この具体的な担い手として田中が期待したのは、世俗権力から離れて真理の探究を行う大学人であった。しかし、大学や大学人が主張しうる自治は決して無制限の自由でないことも田中は指摘している。即ち、教育権の独立論とは決して教育やその行政が孤立した権威として一般社会から隔絶した存在となってしまうことを肯定するものではなかった。

一方米国教育使節団報告書は、日本の学校行政の再編成においては初等教育及び中等教育しか想定していなかったことを本論文は言及している。そのため、同報告書が勧奨した改革案で対象となっていなかった部分の教育改革を日本側が独自に実施できる政治的状況が生じていたことを指摘している。

(2) 敗戦以前における教育行政の構造の実態と課題についての検討結果

1945年以前における教育行政の構造の実態と課題を明らかにするために、内務省と文部省の歳出予算の比較と地方教育行政を中心とした両省の転任関係の分析、そして教育行政をめぐる財政課題の改革の展開を第2章で検証している。

地方教育行政費用の取りまとめの過程について、内務省が教育行政に対して持つ権限が極めて強固なものであったことを本論文では確認している。内務省の認可なしには行政費の調達が可能であったとすることを証明することで、予算編成の構造において内務省が文部

省の行政計画に介入できていた実態を本論文では明らかにしている。

さらに、地方教育行政官の人事異動を検討することで地方教育行政部門の管理ポストが内務省によって掌握されていたことを明らかにしている。また、内務省の人事権は地方教育行政部門だけでなく中央行政機関である文部省本省にも介入していたとも推察している。また、地方財政に関する権限も内務省は有していたことを、本論文では内務省が地方教育行政に対して実際に介入していく事例を取り上げて実証している。

しかし、政治権力の構造そのものを根本的に改変しようとした近衛文麿の登場(1937年)によってこの行政構造の課題に関する政治的状況が一変する。その改革を準備したのが、昭和研究会である。本論文では同会の研究活動のうち教育政策に関する成果を分析している。本論文では、近衛と「仮想敵」の民政党がどのように政治的に対立したのかについて教育政策を中心にして分析している。民政党の政見については、党機関紙『民政』で丹念に明らかにしている。民政党の消滅以降、政府内外共に政策構想が活発に議論されるのは敗戦後を待たねばならないが、内務省による総合行政権の課題や近衛政権が抜本的に改造しようとした行政体系の構造、政党の消滅によって喪失した教育改革の議論などの課題は、敗戦後の民主化における具体的な改革構想の基礎となったと筆者は評価している。

(3) 田中の改革構想の具体化とその修正過程についての検討結果

内務省が教育行政を掌握していた構造を外側から観察する立場であり、なおかつ学問の独立のために政府を批判していた田中が敗戦を機に政府の内側に入ることになった時に、田中がそれまで主張していた教育権の独立論が具体的な制度設計の政策提言へと変容していったことに、本論文では着目している。

田中が教育行政改革案として最初に掲げた学区庁構想とは、ブロック化した地方圏域ごとに学区庁と呼ばれる新たな行政機関を設置し、その組織に教育行政を託そうとする構想である。この構想の初期計画で田中は大学人にその運営を托そうしていたため、この構想は大学区構想とも呼ばれる。総合行政の構造内に教育行政があるのではなく、他の行政機構から支配されることなく独立した権力単位として教育行政が確立しようとすることを目指した改革であったことを本論文では明らかにしている。だが、この構想は学校運営に関する財政的関与を地方行政機関が有したままとなっており、財政的独立の観点から学区庁構想では改革の意図を達成させることができなかったことを指摘している。

田中はCIEや教育刷新委員会と交渉を続けながら自らの構想の修正を繰り返しているが、本論文はこの点に着目することで田中の改革構想が1946年前後における教育行政改革議論の中心に位置していたと評価している。教育刷新委員会の第17回総会(46年12月)では府県単位と広域制の二点を両立した上で教育行政のブロック化と総合行政からの独立化を果す地方教育委員会制度案が承認された。つまり、教育刷新委員会での議論は田中の構想を最終的には受け入れる形となり、その承認は本論文のテーマである教育権の独立論が具体的に実現した瞬間であったと筆者は考察している。

一方、教育委員会制度の立法過程における帝国議会での議論も本論文では分析している。その分析によれば、「教育権」ないし同意の「教権の独立(および確立)」という言葉が敗

戦後の帝国議会ではじめて取り上げられたのは第 89 回議会での衆議院であった。そして、第 90 回議会の衆議院では教育権の独立という言葉が使用された「文教再建に関する決議」がなされ、田中による改革の方向性が承認された。ところが、これら議論の末に決議された改革案が実際の教育改革案として採用されることはなかった。GHQ が、田中の構想は官僚主義的な改革であり国民中心の教育制度ではないとして受け入れなかったからである。その後、教育行政の民主化改革は米国教育使節団が勧告した通り、公選制教育委員会制が採用される。また、教育権の独立は制度設計という意味での外形的設計だけでは実現するものではなく、財源的な裏付けも求められることになる。田中の改革は政策的財源を確保しておらず、構想の段階から既に破綻していたことを本論文では明らかにしている。

総合行政体系の中に組み込まれてきた教育行政の構造を修正しようとする田中の改革構想は、教育行政の根拠となる政治行政システムを根本的に再編成しようとする挑戦でもあったと筆者は指摘している。筆者はそれを田中の言葉を借りて福祉国家への移行と本論文では表現している。そして、それは教育者自身の自覚と自治の確立を教育行政に求めて、GHQ による占領指示に依存することなく主体的に構想した改革であったとも評価している。

(4) 田中の文部大臣からの解任理由と解任後の影響についての検討結果

田中の教育改革構想の展開について、その周縁部分ではどのような改革の議論が展開され、そしてなぜ田中による改革が終了したのかについても本論文は着目している。

田中が教育改革の担当者として文部省を代表していた時期においては、内務省も文部省もその地位や組織構造に大きな変更を GHQ から指示されなかった。しかし、それは文部省の政治的地位が安泰していたということを意味していたのではない。文部省は、教育改革の実行に際して大蔵省や CIE、教育刷新委員会による政治的圧力にさらされ続けていた。この政治的状況の中で田中の大臣更迭という事件に本論文は着目している。

新たな教育界では民主化の理念を完全に理解し、その実現を具体化できる教員の確保が求められた。この教員を選別する制度として用意されたのが教員適格審査である。本論文ではこの取り組みが GHQ から民主化の実行を求められたから行われたのではなく、田中や文部省自らが積極的に進めたものであったことを明らかにしている。また、新学制導入の時期をどのように調整するかということも田中が対応に苦慮した課題のひとつであった。CIE や教育刷新委員会が新学制の即時導入を求める一方、財政的課題から大蔵省は反対論を展開していた。このように新学制導入に対する積極論と消極論の間で、文部省が政治的に身動きできなくなっていた事実を本研究では明らかにしている。

一方、政局全体を見渡しても吉田内閣は政権運営が行き詰まっており、この窮地を脱するために吉田は社会党との連立に活路を見出そうとする。この構想を実現するためには待遇問題などで教員組合と対立している田中では不都合であり、田中の政治的立場が不安定なものになっていた。これまで田中の大臣更迭は、田中が新学制導入の時期について積極的な主張をしていたからだと説明されてきたが、吉田の政略と石橋との閣内対立が田中を大臣から辞任させたことと本論文では考察している。

田中の文部大臣辞任後は公選教育委員会制度が各地で整備されていくが、地方における

占領政策の実施はいまだ地方軍政の現場に任されていた場面も多く、その実態は複雑で多様なものとなっていた。九州地方の場合、現地軍である九州地方民事部が積極的に学校教育の運営にまで関与しようとしていたことを本論文では明らかにしている。それは教育の民主化に対する日本人の自主改革を支えるというのではなく啓蒙という名の統制であったという評価をしている。しかしながら、教育長などの教育行政官たちはその指示に対して様々な異見を述べていたことも確認している。つまり、占領者と被占領者という関係にもかかわらず、その政治的関係が一方的なものではなく交渉する人物のレベルによってはその力学が逆転さえしている場面があったことも本論文では明らかにしている。

(5) 占領下沖縄・奄美における教育行政の実態と教育権の独立についての検討結果

日本の行政から分離された沖縄や奄美が占領期においてはどのように教育の再建を果そうとしたのかを検証するために、教育権の独立論を観点に占領下の沖縄や奄美で展開されていた教育行政の実態を本論文では分析している。

その教育行政は教育法の整備においては日本政府による教育基本法をモデルとしていたことがその成立の過程から明らかであったが、それは日本復帰への模索を示すものであったと同時に、戦後日本で浸透していた教育民主化の理念を摂取することへの強い意志のあらわれでもあったと指摘している。

琉球政府期に入ると、日本復帰運動とともに日本人としての教育を行っていくという目的の推進が琉球教育基本法（1952年）によって確立する。当該法の成立過程を迫りかけることで、琉球政府が米軍の占領から脱却して日本に復帰するという政治宣言としての価値を同法が有していたことが確認できたと本論文では評価している。そのような米軍との政治対立を抱えた琉球政府では、一般行政権から独立した教育区と公選制教育委員、そして教育税の三点を導入した。それらは当時の米国内の一般的な教育行財政制度をそのまま直輸入した制度であったが、実はその運用が破綻していたことを本論文では明らかにしている。琉球政府における教育行財政制度の実態を検討すると、教育権の独立を果たすためには財政権と人事権の確立が必要であったということを、制度設計における失敗の実例から学ぶことができると指摘している。

このように日本本土と琉球政府のどちらも米軍によって占領され、その教育行政改革については共に教育権の独立論が改革議論の素材として扱われていた時期があったことを本論文では確認している。両者の改革を比較すると、教育権の独立論はどちらの改革においても占領軍の統治の意図から離れた被占領者側からの改革案であり、主体的な民主化改革であったとも言及している。筆者は、国家や中央政府内における第四権としての教育権の確立を模索することでそれを表現しようとしたのだと述べている。つまり、教育権の独立論とは米軍側が構想していなかった改革機会の根拠であったと評価しているのである。

4. 総評

本論文は、米軍占領下における日本の教育行政改革について、文相田中耕太郎（46年5月～47年1月）の「教育権の独立」論に着目し、改革論として数多くの先行研究や証言な

どの資料に基づき、多角的・総合的に究明しようとしたものである。田中の教育権の独立論についてその内容及び教育行政改革において独立論を強く主張するようになった背景を中心に考察するとともに、それに対する論議やその制度的あり方をめぐる議論の展開を、豊富な資料を用いて着実に検証している。さらに本研究は、中央の教育行政改革だけでなく、九州地方の占領軍の動向を探るとともに、また琉球政府や奄美地方においても、教育権の独立についての理論が援用されたとの仮説を設定し、田中の「教育権の独立」論の意義を補完的に検証している。全体としては、これまでの研究には見られない高いレベルの研究成果を示した論文であり、今後の教育行政史研究の発展に寄与する力作と言えよう。

なお、本論文に基づいて田中の教育権の独立論を要約すると、最初に掲げた「学区庁構想」は、ブロック化した地方圏域ごとに学区庁と呼ばれる新たな行政機関を設置し、その組織に教育行政を託そうとする構想である。これは総合行政の構造内に教育行政があるのではなく、他の行政機構から支配されることなく、独立した権力単位として教育行政を確立しようとすることを目指した改革であった。しかし、この構想は財政的に実現を見通せず、教育刷新委員会（17回総会）では府県単位と広域制の二点を両立させた上で教育行政のブロック化と総合行政からの独立化を果す、地方教育委員会制度案が承認された。つまり、教育刷新委員会での議論は田中の構想を最終的には受け入れる形となったのであった。

以下、本論文の主要な評価・意義について記す。

第一に、先行研究との関係で評価すると、従来多くの研究においては、田中耕太郎が戦後教育改革、とりわけ教育行政改革に果たした役割が大きく、イデオログとして傑出した存在であったため、結果的に「教育権の独立」が田中の個人的な構想であったとの評価を導いていた。それに対して本論文は、田中の独立論が単なる個人レベルのものに終わったのではなく、公選制教育委員会制度の確立に一定の影響を与えたことを立証している。すなわち、田中の行政改革論としての教育権の独立論を戦後の教育政策をめぐる改革史に位置づけ直して、相対化して捉えたことに本論文の独自の意義を見いだせる。

この点に関連して、特に補章の琉球における教育行政改革の部分で、それが行政上の理由で失敗に終わったものの、教育権の独立論が当時の琉球で行政改革の大きな争点となっていたことを実証しており、田中の理論のもつ歴史的意義を十分に説明している。

第二の意義は、本論文は田中の教育権の独立論について、単に教育改革の構想であるだけでなく、国家の社会諸制度の再編をも視野に含めていることを、明快に論じている点である。今日の日本の教育課題の解決のためには、教育制度の再編だけでなく、社会変革と関連付けて論じることの重要性について、示唆を与えるものであると高く評価できる。付言すると、本研究は田中による教育行政改革は、福祉国家体制の構築を目指す教育の社会的機能を明らかにし、国家の統治機構を再設計しようとした点に現代的意義が見出せるという歴史的展望を提起したのものである。

第三の意義として、教育権の独立をめぐる田中の理論の一部が、1948年7月制定・施行の公選制教育委員会へと結実したと論じている点を指摘できる。すなわち、「第四権としての教育権」の構想は、48年6月の教育刷新委員会による「教育委員の公選制」の建議につ

ながっているのであり、公選制教育委員会制度は内務省による一般の「行政権」から教育行政を切り離そうとするものであったことから、間接的にはあれ思想レベルでは田中の構想との関連性が高いと捉えている。

第四の意義として、「教育権の独立」を、思想レベルで田中が経験した戦前の東京帝国大学経済学部での学部自治慣行をめぐる、1939年の「平賀肅学」事件と関連づけて説得的に論じていることは新鮮であり、評価できる。さらに、表現上は「教育の政治的中立性」という用語は見られないが、結果的にそれを田中が、アメリカの教育使節団の勧告よりも前に「学問の自由」といった概念に結びつけていることは、重要な意味をもつと言える。

第五の意義は、学術的研究、歴史的研究としての方法が十分に行き届いている点である。本論文は、研究目的に照らして全体構想・分析方法等が適切であり、論理展開に整合性・一貫性がある。また歴史的手法についても、資料の徹底的な収集・整理・分析を行い、それに考察を加え、歴史的に意義づけるという姿勢を論文全体で貫いており、全体として学術的に十分に質の高い論文としてまとめ上げられている。

最後に、本論文の問題点と残された課題について記す。第一に、教育学研究である限り、「教育権の独立」論について子どもが人間的に成長し、将来の主権者として育つなど、国民にとっての教育権の意味も含めて論じる必要があったと言えよう。すなわち、国民の憲法第26条の国民の教育を受ける権利、学習者や教員にとっての教育環境や教育条件への、実体的な影響を射程に含めた研究を今後期待したい。

第二に、「教育の政治的中立性」の概念が登場したのは、確かに田中が文部大臣を罷免された後のことではあるが、時期的には連続しており、今日的にも問われる教育行政上の問題の一つであることから、中立性の問題も田中の教育権の独立論や学問の自由との関係がある程度視野において考察することが必要と考える。

第三に教育行政改革の関係者以外の行政学者や政治学者が、国家行政機構におけるこの教育行政改革をどう評価しているのか、また現代における福祉国家構築の教育機能および教育行政の位置づけや役割についての検討が必要と考えられる。

しかしながら、上記の問題点には本研究の発展として位置づくものも多く含まれている。

以上のような今後の課題を若干含みながらも、本論文により学位申請者が研究立案・遂行能力、論理的説明能力、さらには高度な専門的学識等を有していることが明確であることが確認できることから、本論文が「博士（教育学）」を授与するに十分値するとの結論に審査員一同が達したので、ここに報告する。